

告 示

余剰電力の売却について次のとおり、一般競争入札（期間入札）（以下「入札」といいます。）を行いますので、高松市契約規則（昭和39年高松市規則第36号）第6条の規定により公告します。なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱（昭和43年高松市庁達第8号）、高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項、入札参加者の心得、契約条項その他指示事項を遵守の上、入札参加希望者は、入札参加資格確認申請書（様式第1号）（以下「申請書」といいます。）及び申請書記載の添付書類（以下「資料」といいます。）を郵送又は持参してください。

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和6年度高松市南部クリーンセンター余剰電力売却（非バイオマス分）

(2) 売却電力量（予定量）

別紙1 余剰電力売却仕様書のとおり

(3) 余剰電力の概要について

別紙1 余剰電力売却仕様書のとおり

(4) 売電実績

資料1 余剰電力量実績（30分毎）のとおり

(5) 契約期間

契約締結日から令和6年10月31日まで

(6) 履行期間

令和6年4月1日午前0時00分から10月31日午後12時00分まで

(7) 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除

(8) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領及び期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、別記「入札書を提出する際のチェックポイント」をはじめ、重要事項を記載している。なお、同留意事項は指名競争入札を想定し作成されていることから、文言について所要の読替（「指名通知（公募型の場合は案件公表）」を「公告」と読み替えるなど）をする必要がある。

## 2 入札参加資格

入札参加者は、次の要件を全て満たしていること。令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は、第7号に掲げる要件を満たしているものとみなす。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者とする。
- (2) 本公告日から入札執行日までの間に、本市から高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市公告第403号）に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者は、更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、同法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者は、再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (7) 納期限の到来した高松市税、法人税（個人にあつては所得税。以下この号において同じ。）又は消費税及び地方消費税（高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない者にあつては、法人税又は消費税及び地方消費税）を滞納している者でないこと。
- (8) 過去2年の間に完了した案件で、国（独立行政法人及び公社を含む。）又は地方公共団体と規模を同等以上の契約を締結し、かつ、そのすべてを誠実に履行した実績があること。
- (9) 申請書を提出した者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

## 3 入札参加資格の確認の申請

入札への参加を希望する者は、次に定めるところにより、所定の書類を提出し、2に定める入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

(1) 提出書類（資源エネルギー庁のホームページで小売電気事業者としての登録を受けていることが確認できる場合はイに掲げる書類、令和5～7年高松市物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつてはエからクまでに掲げる書類、旧一般電気事業者である者にあつてはイ及びウに掲げる書類は、それぞれ提出不要である。）

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 小売電気事業者としての登録を受けていることを明らかにすることができる書類（任意様式）

ウ 業務履行実績調書（様式第2号）及びその添付書類

エ 市内事務所・事業所一覧表（様式第3号）

オ 印鑑登録証明書（入札参加資格確認申請書に押印する実印の証明書）（※）

カ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（※）

キ 法人税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（納税証明書その3の3）（個人にあつては、所得税と消費税及び地方消費税について未納税額のない旨の証明書（納税証明書その3の2））（※）

ク 課税されている高松市税（全税目）の納期到来分についての滞納無証明書（高松市入札参加資格審査申請用）（※）（この書類の提出の要否については、様式第1号の（7）に記載のとおりである。）

※発行後3か月を超えないもの。写し可

(2) 提出方法

持参又は郵送のいずれかとし、それぞれ次に定めるところによる。

ア 持参の場合

① 提出場所

高松市塩江町安原下第3号2084番地1 高松市南部クリーンセンター

② 提出日時

平日（土曜日・日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律第1条に規定する行政機関の休日）を除く日）の午前8時30分から午後5時まで（提出期限日は午後3時まで）

イ 郵送の場合

① 郵送先

〒761-1503 高松市塩江町安原下第3号2084番地1

高松市南部クリーンセンター（電話番号：087-890-2190）

② 郵送方法

一般書留又は簡易書留とし、封筒には「入札参加資格確認申請書在中」の表示をすること。

(3) 提出期限

令和6年2月2日(金)午後3時

(郵送の場合、この日時までに必着のこと。この日の消印有効ではない。)

(4) 確認結果の通知

申請者には、令和6年2月8日(木)までに、次に掲げる事項を記載した確認結果通知書をファクシミリで送付する。

ア 入札参加資格を有すると認められた者にあつては、入札参加資格がある旨

イ 入札参加資格を有しないと認められた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(5) その他

提出された書類は、入札参加資格確認の参考資料であり、申請書及び資料の受付が直ちに入札参加にはつながらない。

4 質問及び回答

(1) 本業務の内容に質問がある場合は、令和6年2月2日(金)午後3時までに質問書及び回答書(様式第4号を使用すること)を南部クリーンセンターにファクシミリで送信すること。(ファクシミリ番号:087-890-2191)

(2) 質問書受付後、速やかに質問者に回答する。

(3) 質問があつた場合、質問及びこれに対する回答の全件を次のとおり公表を行う。なお、質問及び回答が公表された場合は、仕様書同様、これを熟知の上入札しなければならない。

ア 公表期間

令和6年2月8日(木)から令和6年2月19日(月)まで

イ 公表方法

高松市南部クリーンセンターホームページ上で公表を行う。

(公表期間初日の午後1時までに公表する。)

5 入札書(指定様式)の提出期間及び提出先等

(1) 入札書(様式第7号を使用すること)

(2) 提出期間

令和6年2月9日(金)から令和6年2月19日(月)まで

(3) 提出先

〒761-1503 高松市塩江町安原下第3号2084番地1

高松市南部クリーンセンター

(注)1 持参の場合は、平日(土曜日・日曜日及び祝日等(行政機関の休日に関する法

律第1条に規定する行政機関の休日)を除く日)に限り、提出時間は、いずれの日も午前8時30分から午後4時30分まで。

- 2 郵送の場合は、一般書留又は簡易書留とし、封筒には「入札書在中」の表示をすること。また、提出期間の最終日の午後4時30分までに必着させなければならない。

## 6 開札

### (1) 日時

令和6年2月20日(火) 午前10時

### (2) 場所

高松市南部クリーンセンター3階小会議室

## 7 再度入札

### (1) 入札書提出期限

令和6年2月27日(火)

### (2) 提出先及び注意事項

上記「5 入札書(指定様式)の提出期間及び提出先等」に同じ

### (3) 再度入札開札日時

令和6年2月28日(水) 午前10時

## 8 入札方法

- (1) 入札者は、推定総額及び、その算出基礎となる区分別予定電力量に応じた単価を記載するものとし、指定した様式にて提出すること。(指定の様式以外の入札は、無効とする。)

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載する単価にそれぞれの区分別予定電力量を乗じた金額(小数点第2位未満の端数を四捨五入)の合算(円未満切り捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税相当額を除く金額を記載すること。

## 9 落札者の決定方法

予定価格以上であり、かつ、推定総額の最も高価な見積をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする(契約は、区分種別ごとの単価契約となる。)。なお、入札結果は、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果等の公表に関する要綱(契約監理課ホームページ掲載)に基づき公表する。

## 10 注意事項その他

- (1) 落札者が契約までに入札参加資格を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の4、高松市契約規則第5条及び第12条の4、「高松市期間入札試行要領」と「期間入札(試行)に関する留意事項」及び「入札参加者の心得」による。
- (3) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。落札者は、落札決定後10日以内に、記名押印した契約書(別添)を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (4) この公告に記載のない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び高松市契約規則その他関係規程の定めるところによる。
- (5) 入札及び契約に関して要した費用については、全て入札参加者及び契約の相手方の負担とする。また、提出された資料の返却はしない。
- (6) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 入札者は、推定総額及び、その算出基礎となる区分別予定電力量に応じた単価を記載するものとし、指定した様式にて提出すること。(指定の様式以外の入札は、無効とする。)
- (8) 市長は、やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、入札参加者又は参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

#### 【不当要求行為排除について】

市では、受注者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受注者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

（もっと高松トップページ）（<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/>）》事業者の方  
》入札・契約情報》

#### 【周知事項】

売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができます（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）

⇒メールアドレス：[naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp](mailto:naibu.tuho.shinsakai@dune.ocn.ne.jp)

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

#### 【関係規程について】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、いずれも契約監理課ホームページに掲載しています。